

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2374号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486番 FAX03 3580 5955
発行人 渡辺 明：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697 <http://www.zck.or.jp>

閑話休題

年をとると上を向いてばかり歩けないが、しばしば大樹を仰ぎ、星空を達観し、右顧左眊せず、むしろ後顧前望したいものである。今は還暦後の一六歳、中学三年のころ国語の副読本として、室鳩巢(一六五八—一七三四)の著『駿台雑話』(岩波文庫)をあてがわれた時の感動を想い出す。

それから約三〇年後、一九七二年六月ストックホルムで開催

された史上初の人間環境会議に向けて、国連の同会議事務局長より日本地域開発センターにも提言が求められた。その委員会で私は「老僧が接木」という逸話を紹介した。

鳩巢が子供のころ谷中のある僧侶から聞いた話である。寛永のころその寺の前住職は、八〇歳になっても



秋日のカラマツ林

なお庭に出て接木に精を出していた。ある日、將軍家の一行が狩の途中にこの寺の前を通った時、つと將軍は寺の中へ入っていった。住職は將軍とは知らず別に態度も改めず仕事を続けていた。將軍が「房主、何をしているのか」と尋ねると、無愛想に「見られる通り接木をしている

後顧前望の智慧

のじゃ」と。將軍は「その年になるお前が接木をしても、その木が大きくなるまで生命はもつまい。無駄ではないか」と冷やかした。すると老僧は「御身はどなたか存せぬが、何と心ないことを言うお人か。よう考えてみなされ、今この木を接いでおけば、後の住職の代になって大きく

なるじやろう。さすれば林は繁り寺にも威厳がつくというものだ。わしは寺のためを思つてやっているのじゃ」とやり返した。將軍は「老僧の言、まことに理なり」といたく感心したという次第。

言うまでもなく、接木は園芸の妙技であり、台木と接木の組合せが成功の秘訣である。

ふるさとに根づいた伝統文化にどのよつな接穂を選びより豊かな開花、結実をもたらすか、地域ぐるみの総合学習の新しい課題である。但し、屋久島の縄文杉のように天然更新する郷土の森の保全にも努めねばならない。今こそ老壮方の後顧前望の智慧に大きな期待が寄せられているのである。

(東京大学名誉教授 西川 治)

もくじ

活
活
政

活
情
随
情

動
動
策

動
報
想
報

山本会長が地方分権改革推進会議で意見陳述
狂牛病対策で緊急要望 = 全国町村会
京都議定書14年発効に向け脱温暖化対策強化
= 平成14年度環境省予算概算要求重点施策(解説)
平成12年度町村有物件災害共済事業の概要報告
カプセルNOW&NEW
鶴にこだわったまちづくり	青森県町村会長・鶴田町長 中野肇司.....
政策レーダー

山本会長が地方分権改革推進会議で意見陳述



地方分権改革推進会議（議長 西室泰三・東芝会長）は十月九日、全国町村会など地方三団体から国と自治体の役割分担に応じた事務事業のあり方や税財源の配分のあり方等についてヒアリングを行った。

ヒアリングでは谷本正憲全国知事会地方分権対策特別委員長（石川県知事）、高秀秀信全国市長会会長（神奈川県横浜市長）、山本文男全国町村会会長（福岡県添田町長）が意見を述べた。山本会長は地方分権、ＩＴ推進、税財源確保、市町村合併、医療改革、介護保険など町村が直面する重要課題について意見陳述を行った。山本会長の発言要旨は次のとおり。

山本会長発言要旨

地方行政につきまして皆様方に尽力いただいておりますことを感謝申し上げます。このたびは私どもの

1、地方分権について

はじめに地方分権についてでございます。町村でもこのたびの改革を受け新たな条例の整備を進めたり、分権型社会の担い手として対応するため、職員研修の実施や組織体制の見直し等を随時行っているところであります。

若干例を申し上げますと、北海道二セコ町の「まちづくり基本条例」や長崎県小長井町の「まちづくり町民参加条例」のような住民参加型の行政を推進しようとするところ、あるいは、福島県三春町のように教育長を全国公募した例など、数はまだ多くありませんが、分権時代を意識した改革が根付き始めていると感じております。また、条例制定支援のため、各都道府県にある町村会に法規室等を設置する動きが活発化したり、地方六団体の地方分権推進本部の機能を活用するなど、一層進展する分権改革に積極的に取り組んでおります。

さらに、最近のＩＴ化の進展に伴い、地方の町村会が中心となって、各町村の電算システムを独自に共同開発し、開発コストの削減と人材の育成という小規模自治体が抱えている問題の解決に向け、努力していることも申し上げておきます。

分権改革はようやくスタートラインにいったというのが我々地方の認識です。重要なのはこれからであります。国と地方の役割分担というのは、対等なわけですから、相互に補完しながら、絶えず変化する社会情勢に即応できるものでなければならず、地方分権改革の推進は一層重要であります。

権限移譲については、まちづくりの基本とも言える土地利用関係について地方の自主性をもっと強化していただきたいと思っております。例えば、農業振興地域の指定や農地転用、保安林の解除等について言えば、未だにこれを国の許可制度として墨守する必要があるので疑問に思うところがあります。この際、農林業に関する土地利用の権限は、市町村に移譲すべきであると思っております。

優良な農地の確保や国土資源の合理的な利用は、実情に精通している現場の判断に任せるべきであります。国の関与は基本方針の提示程度でよいのではないかと考えます。雑な言い方をしますとその地域の土地利用について一番よくわかっているのはその地域の町村長ではないでしょうか。農林業というのは町村にとって唯一の産業でございます。これが私どもの町村を支えているといっても良いと思っております。自分の地域は自分のところが一番よくわかっているという町村に任せることが真の地方分権ではないでしょうか。そしてまた乱開発の防止については、町村に任せるのは不安であるといっ

意見を申し述べる機会を作っていた
だき、誠にありがとうございます。
いくつか私どもが考えておりますこ
とにつきまして意見を申し述べさせ
ていただきたいと思います。

活 動

た心配は無用でございませぬ。しかし、このような抜本的な改革には相当な時間を要することが予想できませぬ。そこで、段階を踏んだ現実的な対応として、例えば、二級以下の農地転用許可等は、都道府県から市町村に移譲すべきであります。

近い将来には、土地の権限については町村に移譲していただきますようお願い申し上げます。現行の農地法は、これを都道府県知事の自治事務としており、さらに特例条例によって市町村が処理できることとなっておりますが、法律では、都道府県農業会議からの意見聴取が義務付けられており、市町村で完結する仕組みとなっておりませぬのでお考えになっていただきたいと思います。

最近の省庁の統廃合から地方に設置している固有の出先機関が整備局などと名前が変わっております。名前が変わるのはいいことに差し支えないのですが、事務の分割化が行われまして複雑化して二重手間になっており、我々の方では大変困っております。是非お考えいただいて地方の部局などは廃止されたいかがでございませぬ。市町村合併だけを声高にいうのではなく、国としてもそういうところは廃止して、事務を国に引き上げるものは引き上げて残りは都道府県に移譲するなどをされたらいかがでございませぬ。税務署や法務局などは従来通り実施していただかなければならないと思いますが、地方整備局などでは時間が余計にかかるように

なり、複雑になっていくのが実体であります。もう一度検討されることを要望いたします。

2、IT推進と地方分権について

ITの推進は、地方にとって地理的・時間的格差の縮小や効率的で迅速な行政サービスを住民に提供するために重要であります。しかし、光ファイバーの敷設等、ハード面については、大都市を中心とした採算の採れる地域は、民間ベースで十分対応可能と思われませぬが、採算性の低い地域については、どうしても公的資金による支援が必要であります。

私の地域では四つの町村で光ファイバーを引くこととしており、すでに国の認可を頂いております。すでにイントラネットをやるつもりなのですが、その次に何をやるのかということが考えつきませぬ。今のところ光ファイバーの利用度がわかりませぬけれども、私どもの町村で何かを開発していく以外利用方法がないのではないかと懸念しております、そのあたりを心配しているところでございませぬ。IT時代においてはどこにいても光ファイバーが最高度利用できるような施策を前面に出していただくことが重要であると思っております。

また、情報化推進における各省との事業内容が縦割り行政の弊害として、自治体が望む情報化の妨げになりはしないかという懸念があります。我々の地域では介護保険のIC

カードを作るといった意見や住民基本台帳の情報化を進めた方が良いという意見、あるいは介護保険も住民基本台帳も国民健康保険などの医療保険などもまとめて情報化するべきだといった意見も出て参りました。しかし縦割り行政の弊害から、まとめて実施することができませんでした。このあたりを考えていただくことが必要ではないでしょうか。

高度化したネットワークは多くのメリットを生む一方で、国による新たな情報管理等が自主・自立の妨げとならないよう、分権推進の観点からの注視が必要であると考えます。私ももう少し具体化したやり方を国に対して望んでおります。

3、税財源確保の問題について

次は税財源のことでございます。税源移譲ということが言われておりこれは地方の税財源を確保するということといわれますが、町村にとって税財源を移譲したとして実際に税財源の確保ができるかどうか疑問でございませぬ。課税客体の少ない中山間地域の地方団体は、このような措置を講じられたとしてもうまくいかどうか、ということでございます。そこで私どもとしては現在の地方交付税制度をさらに見詰め直して、より高い機能で発揮できるように考えていく必要があるのではないかと考えております。

従って今の交付税の交付の基準の数値等について見直しをすることに

ついては反対いたしません。できるだけ平等なサービスを受けられるような交付税制度を、簡略化した制度として新たに作り直す必要があるのではないかと考えます。

我々町村は国土面積の七割を占め、食糧自給率一現在では四〇％ですがこれを四五％に引き上げていこうという国策がありますが一五％引き上げるのは大変な事業で十年やそこらではできないのではないかと考えますが、努力はしていかなければなりません。この役割を一番大きく分担するのは我々町村だと思っております。そのほか町村は洪水の防止機能、水源の涵養機能、大気保全機能及び国土保全など重要な役割を分担しております。

食糧自給率は東京は一％、大阪は二％、神奈川は三％でございますが、地方と呼ばれる地域では、最高一七九％の県がございます。このように地方が都市に食糧を供給しているという実体をみなさんは御存知だと思っております、この点についてはこれから明らかにしてゆこうと思っております。

また、林野庁が公表した、森林の公益的機能の評価額は、年間約七十五兆円という国家予算に匹敵する規模であります。このように国土管理に果たしている町村の役割は大きいものがございますので、この点を十分考慮し、例えば、国の国土保全対策については、森林・畑面積等を指標とする経費項目を新たに設けることが必要であると思っております。

活 動

お考えを頂きますようお願いいたします。

また、現在、最重要の政策課題となっている雇用対策について申し上げます。新たな永続性のある雇用の創出と、唯一の一次産業である農林業の振興策として、森林保全や自然保護など、国土の保全管理面への人的資源の投入に目を向け、地方の定住条件整備のための財政措置を重点的に行い、骨太の方針が掲げる「都市との共生と対流」を一緒に進めるべきであると思っております。

4、市町村合併について

次に市町村合併についてですが、この問題に関する我々の考え方は、「市町村合併のあり方に関する意見」(町村週報第三三三七号に掲載)にまとめておりますが、現在の国の合併施策は、少子高齢化や分権の受け皿、財政危機への対応として進められていますが、最も重要なことは、二十一世紀の地域や地方の姿・かたちはどうあるべきかを国民に示すことではないでしょうか。これからの地方自治体というものはこうあるべきだという姿をなかなか示していただけません。また地方の時代だからそれは地方が考えるべきだという議論もあるかもしれませんが、地方が考えるというのであれば地方へお任せを願うたらいいのではないかと思います。国の方から合併を推進しようとするのであればそれなりの姿を示すのは当然であると思えます。この点についてご配慮を頂きますようお願い

願いたします。

本会はこれまで東京都府県、市町村など現行の行政体制の見直しを提言して参りました。例えば、政令市、中核市、特別市などの違いは一般国民には判りにくいものです。私は福岡県ですが、福岡県北九州市と福岡県福岡市とっておりますけれども、実際の実務というのは政令市は県とは関係がないというのが実体であると思えます。ですから政令市は県から除外したら良いのではないかと思います。なかなか聞き入れはもらえませんが、

市町村合併というのは、地域の住民が自主的に判断して、合併することが望ましいという考えになつたらスムーズに進むのではないのでしょうか。最近では全体が合併を推進するべきだという風潮になっていっているので、合併をしないと何か悪者になつたような感じがいたします。そこであれば国あるいは合併を推進するべきだという方たちがそれなりに姿を示す必要があると思えます。町村以外の方たちが合併をしるということは我々町村を信頼してない証拠だと思えます。信頼できないような町村は我が国には一町村もないと思えます。どこの町村も一生懸命汗を流して住民のためにがんばっていると思えますので、信頼をしていくことこそ大事ではないでしょうか。国と地方が対等協調の関係にあるということは憲法に定めてあることです。地方分権推進会議の先生方にいいたいのは、私も長いこと町長を

やっておりますが、最初の頃は事業をやるときは県に持っていくて申請をして補助金を下さいといひ、次に国に持っていくて代議士を通じて申し入れをしてやつと実現してあります。そういうことから先入観として国に逆らうと補助金をもらえない、事業が認可してもらえない、という考えが頭に染みついております。ですから合併をしないと思いたすのではないかとこの考えになつてしまふのです。もう少しおおらかに、町村を信頼した上で合併を推進してゆくことが必要なのではないでしょうか。

5、医療改革について

次は医療改革でございます。国民医療費は最近、毎年一兆円の大台で増加しており、平成十一年度では三〇兆九、三三七億円を超えるにいたつていふことから、全国町村会では、「医療改革に向けての緊急意見」(町村週報第三三三九号に掲載)をまとめ国に提言を行ったところであります。

その一部を申し上げますと、まず国民の三人に一人に当たる四、二二四万人が加入し、我々市町村が保険者となっている国民健康保険事業の現状については、平成十一年度決算状況は、一般会計からの法定外繰入金が三、三〇六億円余(法定分含め八、五五五億円)されているにも関わらず、一、二〇五億円の赤字となつており、これらを併せた単年度赤字の収支額は概ね四、五〇〇億円

となり、これが毎年度恒常化しております。このように市町村の国保事業はほぼ破綻状況にあり、平成十四年度は財政的にもたないのではないかと懸念しているところでございます。もし許されるならば国保の保険者を辞退申し上げたいというくらい深刻な状況でございます。市町村で国保の保険者になっていふところの約六割が財政的に逼迫してあります。

また、国保、政管健保、組合健保の各制度を比較すると加入者の年齢構成や年間所得等に大きな格差が生じております。国保は他の制度と比較すると加入者平均年齢が五一・三歳(政管健保三六・九歳、組合健保三三・六歳)と非常に高く、それに比例して老人加入割合も二五・三%(同五・七%、二・八%)と高い割合を占めておりその差は歴然としてあります。高齢割合が高ければ、それだけ医療費が高額になり、一人当たりの診療費も政管健保二一・三万円、組合健保一〇・二万円に対し、国保は一六・四万円となつております。

また、国保の職業構成をみると、昭和四十年当時四二・一%を占めた農林水産業が減少の一途をたどり、平成十年では六・八%まで落ち込み、代わりに六・六%だった無職者が四六・七%を占めるといふように逆転してしまい、さらなる増加が見込まれております。この職業構造の変化や高齢化等により、世帯単位での年間所得も政管健保二四六万円程度、組合健保三三三万円程度に対し、国

活 動

保は一七九万円となっており組合健保とは二倍以上の開きがあるにもかかわらず、一世帯あたりの保険料にはほとんど差がなく、このことから、保険料負担率は国保が著しく高くなっております。さらに、各医療保険制度の法定給付率をみると、政管健保、組合健保ともに本人八割、家族の入院八割、外来七割に対し、国保は一般で七割となっており、他制度よりも自己負担割合が高くなっております。このように負担と給付に大きな不公平が生じております。

そこで私も全国町村会は、全国市長会等とともにかねてから医療保険制度の一本化、段階的には財政の一本化を強く提言してきたところでありますが、所管省である厚生労働省の認識は極めて甘いものがあります。また、今回は制度改革のみならず老人医療等の医療費の適正化の方策についても提言しているところでもあります。

先に公表された「医療制度改革試案」においては、私どもがかねてより主張してきた医療保険制度の一本化については取り上げられておらず、また、中身としても給付水準の引き下げ、対象年齢の引き上げ等、概算要求基準を意識した当面の財政対策に過ぎない感があります。

先ほども申し上げたように制度創設時から今日では、国保加入者の職業構成は全く異なっており、二十世紀型(旧来型)の国保制度はここで打ち切って、長期的視野に立った二十一世紀型の医療保険制度として一

本化し、新たな制度を構築すべきであります。このままでは医療保険制度すなわち国民皆保険制度の崩壊につながる恐れがあります。小泉内閣は聖域なき構造改革を目指していますが、改革とは改善されるべきものがあつての改革であり、痛みのみが残る改革はありえないと思います。

ここで、この問題に関連して国の審議会のあり方に言及しておきたいと思ひます。今年一月の省庁再編に伴いまして、国の審議会等が大幅に統合され委員の数も相当縮小されております。

私も厚生労働省関係では社会保障審議会の委員と医療保険部会の委員に就任しておりますが、審議会や部会では何をしようとしているのか未だによくわかりません。医療保険部会では、先ほど申し上げた医療改革の議論に入っているわけですが、意見の集約を図ろうという雰囲気はなく、単なる「ガス抜き」の場になる可能性もあり、運営については国はもつと主体性を持つべきではないかと思っております。

また、審議会等の委員数も大幅に縮小されておりますが、地方行政に重要な関わりを持つ審議会について、地方公共団体や地方議会の代表を除外する動きがみられ、地方六団体として申し入れを行った経緯がございます。地方が敬遠されているように受け取られる感を抱いております。中央環境審議会(厚生労働省)、社会資本整備審議会(国土交通省)などは従来全国町村会からも委員が

選任されておりましたが、除外されました。これらの点についてご配慮を頂きますようお願いいたします。

6、介護保険について

町村においては介護保険制度施行以来、高齢者に対する必要かつ十分な介護の提供に懸命の努力を傾注しております。しかしながら、本来の在宅介護を中心とする制度の主旨に反し、施設介護中心に保険給付が傾斜するなど、未だ多くの問題点を抱えております。

特に、今月から実施された保険料全額徴収については、収納率の低下に繋がることから、一般財源の繰入により、第二の国保になることも強く懸念されており、一部では全額徴収に対し集団で不服審査を行っております。どういふことかと申しますと五段階方式あるいは六段階方式にしても保健所の設定した額からその設定した額を徴収することが不可能なのです。私は福岡県の広域連合で介護保険制度を実施しておりますが、保険料を二千九百八円と定めました。これを五段階方式で徴収することになりましたが、要介護四の人が一番多いのです。介護保険の保険料というのは、払わない人の保険料は払う人が払うという相互扶助の精神に基づいておりますが、五段階制度を設けておりますので一・〇から上は一・二五、一・五になっておりますが、下の〇・七五、〇・五が非常に数が多いのです。従つてその分だけ保険料徴収が落ち込むことに

なつて、その落ち込んだ分が一・二五、一・五と決めてあるためその分をこちらにもつてくることができません。そのようなことから私どものところでは設定した額から相当な額が下回つております。この点は介護保険部会で申し上げたいと思つておりますが、現行制度では非常に困つているというのが実体でございます。このあたりは払えない人の保険料は払える人が払うということを保険者が決めることができる制度にするべきだと思います。これはおそらく全国的な傾向であると思われまので、ご配慮いただきたいと思います。

私どもで調査した結果、半分以上、おそらく六割から七割の市町村が保険料の給付の不足額がでると思われまふ。これは今の欠陥事項から生ずるものでございます。百円、二百円という金額でも何十万人分となりますと、たとえば私どものところは二二〇万人でございますが、そのうちの約一六万人くらいから保険料を頂いているわけですから大変な額になります。

介護保険では調整交付金を五%設けておりますが、この五%が十分機能していないということがございます。国の負担は二五%にしてこの調整交付金は別枠にしないと本当に機能いたしませんので、ご配慮いただきたいと思ひます。

療養型病床群を介護保険と医療と同居させた制度にするということは極めてナンセンスなやり方でありま

活 動

他団体の発言項目

全国知事会

一、はじめに

地方分権改革の経緯
地方分権改革推進会議への期待

二、会議への要望

監視活動の継続
地方分権改革の実効性は、監視活動によってはじめて確保されること
新たに法定受託事務が創設される場合、メルクマールに則しているかどうかのチェックが必要なこと
監視活動は、地方分権一括法、地方分権推進計画や答申の実現を担保する有効な手段であること
地方六団体が共同で設置した地方推進本部も、地方分権に関する国の措置状況について、検証していくこと
事務事業の移譲について
国と地方の役割分担の基本的考え方(総論)

国から都道府県への事務事業の移譲要望
市町村への事務事業の移譲
事務事業の移譲に伴う財源措置の必要
地方財源の充実確保等について
はじめに
税源移譲の必要
地方交付税制度の堅持
国庫補助負担金の改善等
法人事業税への外形標準課税の導入
法人事業税は、全法人の三分の

二を占める赤字法人が税負担をすることなく行政サービスを受けているのが現状で、税の公平性、公益性の点から問題があること
政府税制の年度答申や与党の税制改正大綱では、「早期の導入を図ること」とされ、年明けの通常国会でも、「早期実現を図る」旨の付帯決議がなされており、平成十四年度の税制改正での実現を期していること
納税者の方々、経済界の方々を中心に、ご理解いただくよう働きかけをしていること
三、地方行政体制の整備確立について
都道府県の行政改革への取組状況
市町村合併についての都道府県の取組状況
人材育成等
四、おわりに
真の地方分権の実現に必要な取組み
分権型社会の構築に向けた決意

全国市長会

一、地方分権の実現

地方分権の意義
行政システムとしての妥当性
民主主義としての参加のシステム
自主的地域づくりから生まれる活力
これまでの分権改革で残された課題

題

地方税財源の充実確保
都道府県と市町村の役割分担の明確化
事務・権限のさらなる移譲と国

等の関与のさらなる廃止・縮小
国の新たな制度・政策の決定に当たって、事前に地方の意見を反映する仕組みの確立
二、国、都道府県及び市町村の役割分担
役割分担の原則
「市町村優先の原則」の再確認
都市の人口規模等に応じた権限移譲

三、事務・権限のさらなる移譲
まちづくり
都市計画権限の移譲
都市計画マスタープラン
農地転用許可等
医療・福祉関係
病院の開設・変更等の許可等
介護保険制度

四、地方税財源の充実
地方の歳出規模と地方税収の乖離縮小の観点
税源移譲の必要性
課税自主権活用の限界
地方交付税は財政調整、財源確保のために不可欠の制度
行政サービス水準見直しの問題
国庫補助負担金の統合・メニュー化の推進等の具体的取組みへの期待

五、地方の責務・国の責務
地方の責務
地方行政
市町村合併
国の責務
地方の実態に即した制度
地方の実態に即した財政措置
試験研究・技術開発

六、地方分権改革推進会議への期待

す。医療で入院した人は医療で最後まで行うべきであって、医療が必要でないのならば退院させるべきです。介護を受ける必要がある人は介護を受けるべきであってこれは完全に分離するべきで同居させることは決して良いことではありません。介護がベースになってそれに医療を加えると、老人の衰えたからだ元に戻るのには難しいため医療効果のない人を入院させておくことになり、その必要はないと思います。療養型病床群は医療と介護をきちんと分けて介護保険適用はやめるべきであります。施設に入っている人で要介護一、二の人がいますが、要介護一、二の人から決められた額で施設が徴収すると施設の経営は不可能になりますので、最低十七万円で町が下支えをしているのが実体でございます。これは保険者である我々にとっては大変な負担です。このあたりの改正も必要であると思いますので、施設にはいるのは要介護度三以上にすべきであると思います。
また、制度導入直前に保険料の減免等(特別対策)が行われましたが、低所得者対策については制度の中で考えていくのが不合理であると思われまますので、別途国の費用で行うべきであります。
以上、いろいろと申し上げましたが、私どもが抱えている課題を提示させていただきましたので、委員の皆さまのご理解をお願い申し上げます。私からの発言を終わります。

活 動

狂牛病対策で緊急要望 全国町村会

片山総務大臣(右)と山本会長



遠藤農林水産副大臣(右)



坂口厚生労働大臣(右)



堀之内自民党総合農政調査会長(右)



全国町村会は、十月十日開催の理事会で、我が国で初めての狂牛病患者の発生による消費者や酪農・畜産農家等関係者の不安を早急に解消するため、「牛海綿状脳症(BSE)対策に関する緊急要望」を決定し、翌十一日、山本会長(福岡県添田町長)が片山総務大臣、坂口厚生労働大臣、武部農林水産大臣、遠藤同副大臣、自由民主党の堀之内総合農政調査会長・BSE対策本部長などに面談し同要望の実現方を要請した。

牛海綿状脳症(BSE)対策に関する緊急要望

我が国で初めての牛海綿状脳症患者の発生により、消費者をはじめ酪農・畜産農家や流通加工関係者は、大きな不安に陥っています。

また、消費者の国産牛肉に対する不安感も増大し、消費が減退しており、食肉や子牛の価格が大幅に下落するなど酪農・畜産農家に深刻な影響を与えています。

このため、国においては、先般、緊急対策を発表されたところですが、消費者や酪農・畜産農家等関係者の不安を早急に解消するため、特に下記事項について迅速かつ万全の対策を講じられるよう強く要望します。

記

1、原因の究明と防疫体制の強化
牛海綿状脳症の患者発生の原因を早急に究明し、防疫体制を抜本的に強化すること。

2、BSE検査の全頭実施

消費者の不安を解消するため、国の責任において月齢を問わず、と畜全頭に対してBSE検査を実施するとともに、BSE検査費用は、全額国が負担すること。

3、風評被害対策の強化
消費者の不安を解消するため、消費者等に対する牛海綿状脳症に関する正しい知識の啓発と情報の提供を強力かつ広範に行うこと。

4、経営安定対策の強化
食肉価格や子牛価格等が大幅な低下傾向にあることから、酪農・畜産経営に大きな影響が生じないよう、各種の経営安定対策を十分に講じること。

5、肉骨粉の使用停止にともなう対策の強化
肉骨粉を含む飼料・肥料の製造及び出荷の一時停止にともない、焼却処理費用等、新たに発生する費用については、全額国費負担とし、市町村に負担が生じることのないよう措置すること。

解説

平成14年度

環 境 省

予算概算要求重点施策

京都議定書14年発効に向け脱温暖化対策強化 概算要求額3.4%増の2865億円

環境省の十四年度予算概算要求額は二八六億六九〇〇万円（今年度予算比三・四％増）となった。内訳は、一般施策経費が九七億円（一〇・八％増）に対し、公共事業費が今年度予算と同額の一八四億四九八〇〇万円が含まれるため。構造改革特別要求額一六四億九八〇〇万円が占められる。環境省の構造改革特別要求は、環境少子化・高齢化 地方の活性化・まちづくり など七分野に重点配分されるが、環境省の構造改革特別要求は一五八億四八〇〇万円（九六％）が環境問題への対応となっている。

重点施策としては、平成九年に採択された京都議定書の十四年発効をにらんだ「地球環境保全の推進」など七本の柱を打ち出した。このうち、一つ目の柱として地球環境保全の推進では、温室効果ガス（主にCO₂など）の削減目標（二〇〇八～二〇一二年）の一九九〇年比六％削減を達成できるよう国内対策の強化や整備に乗り出す。他方、小泉純一郎首相は十三年五月の所信表明演説で、「ゴミゼロ作戦」の展開を提唱しており、これを受け、二つ目の柱の「循環型社会の構築」では廃棄物の排出抑制対策と循環的利用を推進する。また、小泉首相は同時に、「自然との共生が可能となる自然と共生する社会の実現」の構築も所信表明演説で表明。このため、「自然と共生する社会の実現」を三つ目の柱に掲げ、その実現に向け、劣化した自然の再生事業を展開したり、希少野生動物の保護や地域社会と一体となった野生生物保全に取り組んだり

する。

CO₂削減、国内体制強化

個別施策をみると、まず地球環境保全の推進では、脱温暖化社会づくりやフロン回収・破壊促進などで一〇九億円（前年度七八億円）を要求した。

このうち、脱温暖化社会づくりでは、平成九年に京都議定書で合意した温室効果ガスの削減目標達成に向け、国内対策を強化する。具体的には、地球温暖化防止国民運動（二億八〇〇〇万円）を展開したり、脱温暖化地域構造改革事業（一億円）を地域で実施。NPO・NGOや地方自治体と協力して温暖化防止イベントを展開する一方、地方自治体にエネルギーや交通、廃棄物各分野を対象に地域事情に応じて温室効果ガスの削減効果の高い対策を考えてもらい、これを支援したりする。併せて、地球温暖化防止活動センターを四七都道府県に設置し、都道府県と

協力して一般家庭や小規模事業所を対象とした温暖化診断を実施する。

一方、地方自治体に対しては地域の事業者や一般家庭を対象とした脱温暖化対策推進計画を策定してもらう。これに対し、国が作成基礎となるマニュアルを提示して支援するほか、地域の事業者や家庭での温室効果ガス排出量を正確に把握できるように計算方法を検討し、ガイドラインとして示す。

また、フロンの回収・破壊促進では、フロン回収・破壊を義務付けたフロン回収破壊法の平成十四年四月施行をにらんだ予算を新たに計上した。新回収破壊システムについて回収業者を対象に講習会を開催したり、新回収破壊システムに対応した回収機器を自前で整備できない小規模事業者について、機器を貸し出すフロン巡回回収システムモデル事業を地域で実施する。

一方、京都議定書の発効では、実施体制の整備に必要な経費も計上している。議定書を批准する際に必要な国際運用ルールは、気候変動枠組条約締約国が十一月にモロッコマラケシュで開催されるCOP7（気候変動枠組条約第七回締約国会合）ですべて最終合意することが前提となっており、国内法整備などの関連法令改正はこれを踏まえて次期通常国会で行う。

このうち、京都メカニズムの運営経費では、クリーン開発メカニズム（CDM）の認証制度や温室効果ガスの排出量・吸収量のモニタリング経

政 策

費、温室効果ガス削減技術シナリオの策定・普及促進経費などを盛り込んだ。温室効果ガス削減の手段として京都議定書が規定する「排出量取引」や「共同実施」、「グリーン開発メカニズム」の三つの柔軟性措置は「京都メカニズム」と呼ばれるが、このうち、グリーン開発メカニズムは、先進国が途上国において共同で温室効果ガス削減プロジェクトを実施し、そこで得られた吸収分あるいは削減分を先進国がクレジットとして獲得し、自国の温室効果ガス削減量に充当できる仕組み。このCDMについて、国際運用ルールを踏まえて実効性を担保する認証制度を構築する。

次いで、「循環型社会の構築」には一七七二億円を投入する。平成十三年一月施行の循環型社会形成推進法を受け、循環型社会形成推進基本計画の十五年十月までに策定することになっているが、その前段として、車・家電製品・生活用品などの個別の物品別に資源採取から生産・消費・再生・廃棄の各段階の物質循環の実態を調査し、その循環利用を阻害する要因などを分析する。また、リサイクル事業の市場規模や事業者の経営状況の実態調査（七千万円）も実施。リサイクル事業者の育成方策を検討するとともに、古紙や古繊維については、特に有識者らで構成する検討会を設置して経営改善に乗り出す。

また、この分野では循環型社会形成推進法を具体化する個別のリサイ

クル関連法の施策も多い。例えば、自動車リサイクル法（仮称）では十四年度施行をにらみ、国内で年間五〇〇万台にのぼる使用済み自動車の適正処理促進事業（一億二〇〇〇万円）を要求。部品・素材の構成点数が多い処理・リサイクルの処理形態が有償・無償・逆有償と複雑という特色を持つ使用済み自動車の処理について、従来の伝票式マニフェストでは複雑な流れを捕捉しきれないため、電子マニフェストを開発・導入する。十四年度施行の建設リサイクル法についても、建設廃棄物の中でもリサイクル率の低い木くずについて再資源化の実態や処理施設の充足状況を調査する。

一方、小泉首相肝いりのゴミゼロ社会実現では、担い手として地方自治体と併せて民間事業者を育成する。例えば、ゴミゼロ型社会地域社会形成推進施設整備費（一億五四〇〇万円）では、都道府県が「ゴミゼロ型」地域社会を形成を目指す計画を策定。これに沿い、民間事業者が廃棄物の再生利用施設を建設する場合、技術的先駆性・先進性がある地域の廃棄物処理体制を整備する上で、将来的に重要な役割を果たすという条件を満たせば、整備費の二分の一を補助する。併せて、都道府県が策定する地域計画自体についても、廃棄物の処理・リサイクル体制の整備方針など内容とするものであれば、策定費の三分の一を補助する。

また、ゴミゼロ社会構築に向け、

産業廃棄物の減量化も強化する。十三年四月に施行された廃棄物処理法は、排出事業者の自己責任を強化、特に多量排出事業者に対しては産業廃棄物処理計画の作成を義務付けており、これを具体化する施策として、産業廃棄物ゴミゼロプラン推進検討費（一億二〇〇万円）を計上した。具体的には、多量排出事業者が作成する「循環型対応産業廃棄物減量化ビジョン」に対し、国が実行可能な数値目標の設定したり、そのために必要な事業者の取り組みメニューを提示したりする。さらに、処理委託業者を探しあぐねて減量化後の廃棄物処理で支障をきたさないよう、優良処理業者を検索・選別できる「循環型対応産業廃棄物処理業者データベース」を構築する。

また、データベース構築に関連し、優良処理業者の育成にも取り組む。産業廃棄物経営改善調査費（五千万円）として、個人商店的な色彩が濃い処理業者の体質改善に向け、検討会を設置して経営改善指針を策定したり、処理施設に関する設置・管理ノウハウ指針をつくらしたりする。さらに、産業廃棄物対策では、不法投棄の撲滅やダイオキシン規制への対応を緊急の課題と位置付けた。このうち、不法投棄防止では、新たに環境破壊行為早期対応システム（一億三七〇〇万円）を構築するほか、現場が不法投棄に迅速に対応できるように不法投棄対策マニュアルを作成する。マニュアルでは、別途作成する不法投棄防止・阻止活動に

効果を挙げた成功事例集や費用対効果に優れた原状回復の技術ガイドラインとともにデータベース化し、現場がインターネットで参照できるようにする。

ごみ焼却施設解体撤去補助制度を創設

また、ダイオキシン規制の強化に対応し、ごみ焼却施設解体撤去事業補助金（四億六〇〇万円）を新設する。十三年四月に厚生労働省が示した廃棄物焼却施設解体処理マニュアルに沿って旧ごみ焼却施設を解体すると、高濃度のダイオキシンに汚染された旧施設はダイオキシンばく露防止対策に従来以上に費用がかさむため、市町村に対し費用の一部を補助する。併せて、十四年十二月からごみ焼却施設の排ガス中のダイオキシン濃度に関する規制が強化されるため、これに適合するよう市町村が行うごみ焼却施設の新設・改造を補助する。

一方、「自然と共生する社会の実現」では二一九億円を要求した。十三年度末までに策定する「新生物多様性国家戦略」を見越した施策が多数盛り込まれ、例えば、自然共生型社会総合推進費（一億五〇〇〇万円）では、生物多様性保全のための広域計画を策定したり、市民参加型の自然再生活動モデル事業を展開したりする。このうち、広域計画策定は全国を六地域に分け、生物多様性の保全・再生のためのプログラムを地域情報図として作成。また、自然再生

政 策

改正NOx法対応で
モデル事業

モデル事業では、生物多様性保全上重要な里山をモデルに、四地域を指定し、地域住民の参加を得て樹林の手入れや粗大ごみの処理、環境学習などを行う。併せて十四年度にスタートさせる新戦略は、各府省の連携に基づいて推進する必要があるとし、生物多様性国家戦略推進事業調整費(一億五〇〇〇万円)も新設。環境省が枠予算を確保し、各府省が生物多様性保全に関するソフト事業に使えるようにする。採択するソフト事業としては、生物多様性保全の学習プログラムを整備したり、教育指導者を育成したりする環境教育のほか、生物多様性統合ホームページの開設など普及啓発活動関係府省が整備している生物多様性に関する基礎情報の一元化などを想定している。

また、失われた自然を再生・修復にも力を入れ、自然再生型公共事業を推進する。環境省と関係省庁が共同で事前調査や基本計画を策定する費用として自然再生事業調整費(一五億円)を計上したほか、自然再生促進事業(五億円)を実施する。このうち、自然再生促進事業は自然再生整備事業とふるさと自然再生事業の二本立てで、自然再生整備事業では、環境省や都道府県(国立・国定公園区域内のみ)が事業主体となつて、湿原や干潟、森林などの復元を行う。また、ふるさと自然再生事業は都道府県や市町村が事業主体となり、急速な都市化や廃棄物の不法投棄などで荒廃が進む居住地近郊の自然復元を行う。

有害化学物質対策など総合的環境管理による安心と安全の確保では三九二億円を要求。このうち、自動車環境対策や粒子状物質対策では、十四年度に自動車排出窒素酸化物・粒子状物質総量削減対策推進費(三億一九〇〇万円)として、自動車交通環境影響総合調査を首都圏・近畿圏の八都府県で実施する。これら大都市圏では、窒素酸化物(NOx)や浮遊粒子状物質(PM)の環境基準達成率が低いほか、有害大気汚染物質のベンゼンの高濃度汚染も報告されているため、いずれも自動車排ガスが汚染源の一つと考えられている。併せて、十三年六月の改正自動車NOx法は、対策の対象物質にPMを追加するとともに、運送事業者などに自動車の使い方に関する計画策定を義務付けており、十四年度から事業者対策モデル事業を実施したり、高濃度汚染地区対策推進モデル事業を実施したりする。

このうち、事業者対策モデル事業では、関係都府県を通じて運送事業者を募集。自動車運行自主管理計画を策定してもらい、車載型NOx計などを活用し、効果を検証する。

また、高濃度汚染地区対策推進モデル事業では、大気汚染がひどく個別対応が必要な地域をモデル地区に指定。対策検討から計画策定に至るまで地方自治体を支援する。

また、新計画が指摘する燃料・潤

滑油の在り方を検討するため、自動車燃料改室調査検討費(三〇〇〇万円)を計上。軽油中の硫黄含有量が10ppm以下の超低硫黄軽油を使用した場合の自動車排出ガスへの影響調査を三年かけて行う。

地方自治体を対象に行っている低公害車普及事業費補助についても、緊急的なPM対策として、ディーゼル微粒子除去装置を装着する場合に費用の半額補助を新たに実施する。

また新環境計画は土壌汚染対策について、「全国の土壌汚染状況の把握、土壌汚染による健康リスクの評価、土地の私権制限の妥当性など様々な角度からの検討が必要」と指摘しており、これを受け、市街地土壌汚染調査体制整備補助事業(一億円)を創設する。具体的には、都道府県や政令市が土壌汚染地や工場・事業場、残土など埋立地の情報を系統的に過去数十年にわたって地理情報として整備する場合、費用の二分の一を補助する。併せて、市街地土壌環境基準検討調査事業(一億二一〇〇万円)もスタート。今後実用化が期待される簡易・低コストの土壌汚染調査手法や土壌浄化技術の実証調査・検証を行うほか、現行の土壌汚染・地下水汚染に関する調査・対策指針、これらの運用基準の見直しに着手。汚染土壌の直接採取の影響を視野に入れた調査手法や、対策技術手法の運用基準を新たに策定する。(時事通信社 谷津哲郎)

損害保険

代理店

株式会社 千 (ちさと) 里

〒100-0014

東京都千代田区永田町 1 - 11 - 32 全国町村会館西館内

☎ 03 - 5512 - 4726(代)

営業所(全国26か所)

活 動

平成十二年度 町村有物件災害共済事業の概要報告

財団法人全国自治協会

財団法人全国自治協会は、地方自治法第二六三条の二の第一項の規定に基づいて町村有物件(建物・自動車)の災害共済事業を行っている。平成十三年九月二十日開催の総会において、平成十二年度事業概要及び決算について認定を得たので、次のとおりその概要を報告する。町村週報への掲載は、町村有物件災害共済規約の『地方自治法同条第二項に定める通知および公示は全国町村会が発行する「町村週報」に掲載して、これを行う』との定めによるものである。

建物災害共済事業

町村有建物災害共済事業は、町村の所有する建物等が火災や自然災害等によって生じた損害を相互救済するため、昭和二十三年四月より地方自治法第二六三条の二(相互救済事業経営の委託)の規定に基づき、財団法人全国自治協会が受託事業として実施し、現在に至っている。この間、共済委託町

村ならびに各都道府県支部(町村会)の多大な協力を得て事業は逐年向上し、事業基盤は安定をみている。事業の運営にあたっては、内容の拡大と制度の充実に努め、また再三にわたって共済基金分担金基率の引下げを行うとともに給付内容の改善をはかり、共済委託町村の財政負担の軽減に努めているところである。

平成十二年度の収支状況は、収入額は次のとおりである。

1、受託状況
平成十二年度の受託実績は、表のとおりである。

受託件数は三八五、九八四件で、前年度比八、七一九件(二・三%)の増となった。また共済責任額は前年度比八、三三四億余円(二・五%)の増の三三兆六、三三九億余円となった。収入分担金は九二億三、〇七九万余円で前年度実績八九億八、八六二万余円に比し二億四、二二七万余円(二・七%)の増となった。

2、罹災状況
平成十二年度の罹災状況は表に示すとおりである。建物共済における罹災件数は四、〇六七件で、前年度より一、二七九件(三二・九%)の減となったが、支払共済金においては、前年度より二億八、〇三五万余円(六三・三%)増の四六億九、八七七万余円となった。なお、収入分担金九二億三、〇七九万余円に対する損害率は五〇・九%である。

3、用途別罹災状況
用途別の罹災状況は表のとおりである。罹災件数は依然として学校関係施設において多いが、特に平成十二年度は支払共済金及び用途別の損害率において環境衛生施設が高くなった。

用途別の一罹災当りの平均支払共済金額は一、一五五、三四一円となっている。

4、災害見舞金
災害見舞金は自然災害(地震・噴火・津波による損害)に対して給付するが、平成十二年度においては表のとおりである。

5、諸積立金
平成十二年度末における基金積立金

表 建物共済受託実績

Table with 5 columns: 区分, 平成12年度, 平成11年度, 比較増減, 増減率. Rows include 件数, 共済責任額, 収入分担金.

表 建物共済罹災状況

Table with 5 columns: 区分, 平成12年度, 平成11年度, 比較増減, 増減率. Rows include 件数, 支払共済金, 損害率.

(注) 印は減を示す。

表 建物共済用途別罹災状況

Table with 4 columns: 用途別, 件数, 支払共済金, 損害率. Rows include 学校関係施設, 役場庁舎, 医療施設, etc.

(注) 損害率は総分担金収入に対する用途別の損害率であり、()は各用途区分の分担金収入に対する用途別の損害率である。

表 建物共済災害見舞金給付状況

Table with 4 columns: 区分, 平成12年度, 平成11年度, 比較増減. Rows include 件数, 災害見舞金給付額.

(注) 印は減を示す。

表 消防設備資金貸付状況

Table with 5 columns: 貸付年度, 貸付件数, 貸付額, 償還済額, 本年度末貸付残金. Rows from 平成6年 to 平成12年.

活 動

表 平成12年度建物災害共済事業損益計算書(概要)

Table with 4 columns: Loss Dept, Amount, Benefit Dept, Amount. Rows include meeting fees, office fees, business fees, asset fees, reserve fund, and miscellaneous expenses.

表 自動車共済受託実績

Table with 5 columns: District, Vehicle Total, Insurance Total, Total, and Comparison Change. Rows show data for Heisei 12, Heisei 11, and comparison changes.

表 自動車共済損害状況

Table with 5 columns: District, Vehicle Total, Insurance Total, Total, and Comparison Change. Rows show damage statistics for Heisei 12, Heisei 11, and comparison changes.

(注1) 損害率=支払共済金/収入分担金 (注2) 印は減を示す。

表 平成12年度自動車損害共済事業損益計算書(概要)

Table with 4 columns: Loss Dept, Amount, Benefit Dept, Amount. Rows include meeting fees, office fees, business fees, asset fees, reserve fund, and miscellaneous expenses.

自動車損害共済事業

町村有自動車損害共済事業は、町村が管理、使用する自動車について生じた損害及び自動車によって生じた共済委託町村が被る法律上の損害賠償額を相互に救済するため、町村有建物共済事業と同様、地方自治法第二六三条の

(財産収入をもって造成)及び運営準備積立金(事業剰余金の二分の一の積立)の総額は四七四億八、八二九万余円となっており、その内訳は、基金積立金二八〇億六、三〇三万余円、運営準備積立金一九四億二、五二五万余円である。

二(相互救済事業経営の委託)の規定による共済事業として、昭和三十三年十月に発足した。この間、共済委託町村ならびに各都道府県支部(町村会)の多大な協力を得て事業は逐年向上し、事業基盤は安定をみている。事業の運営にあたっては、事業内容の拡大と制度の充実に努めているところである。とりわけ、各種自動車の事故も年々多様化しており、自動車の事故によって生じる事故処理については、早期かつ適切な示談交渉の推進をはかるため各支部に査定専門員を配置し、査定体制の強化を図るとともに、事故管理システムを構築した。

平成十二年度の収支状況は、収入合計額五一億七、八五〇万余円(前年度比〇・一%減)、支出額四九億九、一五万余円(前年度比〇・四%増)で、収入分担金一八億一、〇四六万余円(前年度比一、一五三、七九一台で前年度比一、一三四台(〇・七%)の増、収入分担金一八億一、〇四六万余円(前年度実績三七億八、六九七万余円に比し、四、八二五万余円(一・三%)の増となった)。

平成十二年度の受託及び損害状況等は次のとおりである。1、受託状況 平成十二年度の受託実績は、表のとおりであって、共済基金分担金収入総額は、三七億八、五二二万余円で、前年度実績三七億三、六九七万余円に比し、四、八二五万余円(一・三%)の増となった。2、損害の状況 平成十二年度の損害状況は表のとおりである。損害件数は車両共済で八、五四二件、前年度比四五八件、対物賠償共済三、三九九件で、前年度比二二二件、対人賠償共済二〇一件で、前年度比九六件とそれぞれ増加した。また、損害率においては、前年度に比べ、車両共済二・五%、対物賠償共済〇・七%とそれぞれ増加したが、対人賠償共済は二・二%減少した。3、支払備金 既発生事故であって共済金が未請求となっているものについては、損害共済金を概算見積(千円未満切り捨て)のうえ平成十二年度支払備金として二一〇件、三億三〇六万余円を計上した。4、諸積立金 平成十二年度末における基金積立金(財産収入をもって造成)及び運営準備積立金(事業剰余金の二分の一の積立)の総額は一三八億九、六九八万余円となり、その内訳は、基金積立金二九億六、四三三万余円、運営準備積立金一〇九億三、二五九万余円である。

情 報

カプセル Now & New

家畜の汚物のたい肥で 北海道
ハーブ栽培 厚岸町

酪農が盛んな町では、家畜の汚物などをたい肥化し、ハーブ栽培に活用していく試みに取り組んでいる。有機肥料を活用した資源循環型産業の構築を目指すとともに、ハーブを町の特産品のひとつに根付かせていくのがねらいで、今年度は収穫したハーブの全量販売を目指す。

大胆な機構改革を実施 福島県 三春町

町は、縦割り行政組織を見直し、複数参事・個人担当制を導入するなどの大胆な機構改革を実施している。個人の責任を明確にし、職員の資質を高めていくのがねらいで、町長に直結するポストとして総務部門、町民生活部門、事業部門の三つの参事職を新設し、課長、係長などの中間管理職を廃止した。パンフレットで 栃木県 特産品のいちごをPR 二宮町

町は、収穫量・粗生産額とも日本一を誇る町産いちごをPRするため、いちご作りの歴史栽培方法、いちご狩りの情報などを盛り込んだパンフレット「いちご白書」(A5判・4頁)を作成し、町役場や道の駅にのみや」などで配布している。

単行本スタイルの 山梨県 村勢要覧を作成 忍野村

富士山麓の忍野八海で有名な村は、四六判・百二十三頁の単

行本スタイルの村勢要覧「忍野物語」を三千部作成した。「水道」「花物語」「村の回廊」「忍野NOW」の四部構成で、村内での釣りや道に関するエッセイ、草木の写真、村の歴史・人口・財政状況等を紹介している。

ひすいの原石の 新潟県 展示館を開設 青海町

国の天然記念物に指定された百二丁の巨大ひすいの原石を展示した「翡翠ふるさと館」を、道の駅「親不知ピアーク」内に開設している。同館では、ひすいの生成や歴史を解説し、ペンダントやネクタイピンへの加工実演と販売コーナーも設けた。ISO14001の 長野県 認証取得 丸子町

町は、県内の町村では初めて、環境管理の国際規格ISO14001の認証を取得した。本庁舎や町の福祉施設等を対象に導入したもので、燃料やコピー用紙使用量の削減やグリーン購入等を目標に掲げるとともに、緑地整備など環境に配慮したまちづくりを推進していく。

使用済み食用油の 岐阜県 燃料化を推進 上石津町

町は、専用のリサイクル装置を導入し、使用済み食用油をディーゼル車用の燃料に変えるリサイクル事業に取り組んでいる。食用油は現段階では小中学校や公共施設内の飲食店を対象に回収しており、できた燃料は町内を走るコミュニティバスや

町所有バスに活用する。

産廃施設設置の 愛知県 紛争予防条例を施行 一色町

産業廃棄物の最終処分場がある町は、新たな処理施設を設置する場合は住民との紛争を未然に防止するために「町内における産廃処理施設の設置等の紛争予防に関する条例」を施行し、事業者に対して住民への説明会や環境影響調査の提出などを義務付けている。

役職のスリム化など 三重県 組織改革を実施 藤原町

町は、広範囲の部署にわたる仕事が増えていることに即応するため、課を「グループ」に名称変更するとともに、参事、課長、主幹、係長の役職を廃止し、代わりに課長級の「グループリーダー」を置くなどの組織改革を実施。事務連絡や決裁のスピードアップを図っている。

エコマナーの 大阪府 導入実験に協力 田尻町

町では、住民団体に組織する実行委員会によって「エコマナー」導入に向けた実験が実施された。エコマナーはボランティア活動などの対価に用いられるもので、実験では導入に向けての町民アンケートなどを実施、町は事務局スペースを提供するなどの支援を行った。

学校給食センター 島根県 整備にPFI導入 八雲村

村は、村の学校給食センターの整備に当たりPFI方式を導入し、総合評価一般競争入札で

事業者の選定を行った。民間の技術や資金を活用していくのがねらいで、事業者は設計・建設、維持管理などを行っていく。給食センターは平成十四年九月に事業開始の予定。

結婚促進事業で助成 香川県 直島町

人口の減少傾向が続いている町は、町民が民間の結婚相談機関を利用する際、入会金や会費、お見合い料等を補助していくなどの結婚促進事業を行っている。結婚を希望する独身者を支援して、定住人口を増やしていくのがねらい。

ホームページで 鹿児島県 議会を生中継 高尾野町

町では、ホームページ「高尾野町エバーグリーンネット」の開設に伴い、町議会の生中継を実施し、自宅での議会傍聴が可能となった。議会に興味を持つきっかけにしていくながら、またホームページでは町の紹介や公共施設の予約、図書館の本の検索や予約などもできる。

飼いネコの登録を 沖縄県 義務化 竹富町

町は、国の特別天然記念物イリオモテヤマネコを猫エイズなどの感染症から守るため、住民に飼いネコの登録を義務付ける条例を制定した。飼いネコの適正管理を目的とし、飼い主から登録料を徴収して飼いネコの登録作業を進めている。

カプセル Now & New

随 想

鶴にこだわったまちづくり



青森県町村会長
つるた鶴 町 長
中野 啓 司

随 想

『鶴田郷土史』によると「鶴田命名の起源は文字通り鶴に因んだ村名である」と「西比利亜から来るにも将た南洋から帰るにも丁度よい地位である関係上、昔は群居せしものらしく白鶴、黒鶴を百姓共は捕獲して藩公へ献上せる記事は御日記に相当表われている。」と記されておられ、鶴田町には昔鶴が飛来していたことを物語っています。

ある日、保育園を訪れたとき、鶴の絵を見せながら園児に鶴を書かせている場面に出会いました。この時、生きた鶴がいたら子供達がどんなに喜ぶことか、鶴にかかわりのある町なのだから「丹頂鶴を飼育しよう」と決意しました。さっそく検討に入り、まず北海道釧路市丹頂鶴自然公園や環境庁に問い合わせたところ、丹頂鶴は特

別天然記念物に指定されているため国内移動が禁止されており、思案にくれていたところ、釧路市に隣接する鶴居村で立体の鶴凰でまぢおこしをしていることを知りました。

生きた鶴が駄目なら鶴凰を大空高く舞い上げようと、鶴居村から大切にしていた鶴凰一枚と設計図をいただき、「鶴凰の会」を結成し、製作に励み、毎年一月二日の新春と八月十五日の夏まつりのとき鶴凰上げ大会を開催しております。空高く舞い上がった鶴凰は、本物そっくりで、丹頂鶴が飛来したような錯覚に陥ります。今では全国で二つしかない同名のよしみで姉妹提携している鹿児島鶴田町、そして鶴居村と鶴凰上げ大会等で交流をしております。

鶴凰によるまぢおこしは成功いたしました。生きた鶴に勝るものはありません。時が経つにつれ丹頂鶴飼育の執念が燃え上がり、上京するたびに外務省や通産省に足を運び、色々と情報を集め中国から人工孵化した丹頂鶴であれば誘致が可能であることを知りました。さっそく職員を中国に派遣し、交渉の結果奮いの丹頂鶴誘致に成功いたしました。

しかし、飼育についてはまったくの素人でしたので釧路市動物園に丹頂の飼育とそれにかかわる職員の養成を一年間お願いいたしましたので、順調に飼育することができました。釧路市には大変お世話になりました。紙面をお借りいたしました。お礼申し上げます。

鶴田町は、米とりんごを基幹作物とする農業の町であり、観光地もなく目玉となる特産品もありません。「鶴田町はどんな町ですか」と聞かれたとき返答に困っていました。そこで鶴にこだわり、鶴にちなんだ特産品の開発に取組み、まず最初に鶴田町で穫れた米で清酒「鶴の恩返し」を鶴田町内限定で販売しました。ネーミングが親しみやすくお土産品として大変好評を博しております。

舞里、スチューベンぶどうでワイン、丹頂のささやき、ジューズ「丹頂の微笑」を発売いたしました。スチューベンは、気候などから鶴田町が最適地で生産量日本一を誇っております。また低農薬米として「鶴の輝き」も発売しております。

鶴へのこだわりで一番の人気は、津軽富士見湖に架けた木橋で、日本一長い三百メートルの「鶴の舞橋」であります。自然に配慮し青森県特産のひばを使用していため、自然に溶け込み、特に新緑の頃は、満々と水を湛えた湖に秀峰岩木山が映り、朝霧にかすむ鶴の舞橋は、幻想的で自然のキャンパスに描いた一幅の墨絵となります。長い木の橋であることから、この橋を渡ると日本一長生き出来るとPRしております。

日本一の鶴の舞橋ができ、丹頂鶴を誘致してから観光客は毎年三十万人を数えるようになりました。建築物や橋の欄干、街路灯などの公共施設に鶴のデザインを施しています。

これからも町民のアイディアを掘り起こし、町全体が鶴のミュージアムタウンになるよう夢見て、鶴にこだわったまちづくりを進めてまいります。

続いてりんごジュースの「鶴の

情 報

政策リーダー

政策リーダー

平成十二年結核発生动向調査概況発表
厚生労働省

厚生労働省はこのほど、平成十二年結核発生动向調査概況を発表した。

この調査は、都道府県等より保健所を通じて報告される結核患者等の平成十二年の状況をまとめたもので、新登録患者数は四年ぶりに減少し三九、三八四人(前年比四、四三四人減)、総登録患者数は九九、四八一人(同五、三三一人減)、死亡者数は二、六五〇人(同二八五人減)となっている。

人口十万人に対する罹患率の平均は三一・〇人で、都道府県別で見ると、低いのは長野県(一三・〇人)、山形県(一六・〇人)、山梨県(一八・八人)、高いのは大阪府(六一・五人)、兵庫県(四二・〇人)、和歌山県(四一・六人)となっている。また、日本と諸外国を比べるとスウェーデン(五・四人)、米国(六・三人)、イタリア(八・九人)など日本が圧倒的に高くなっている。

結核に関する状況は将来的に悪化する可能性があり、今後の動向には引き続き十分な注意が必要であるとし、その理由として、新規登録患者における七十歳以上の割合は三八・七%(同〇・九%増)と高齢者割合が増加している、国内の地域間格差が拡大している、多剤耐性菌の出現 など根本的な解決が図られていないことを挙げている。

「鉄道における総合的なバリアフリー化の推進に関する行動計画」策定
国土交通省

国土交通省は、このたび「鉄道における総合的なバリアフリー化の推進に関する行動計画(アクション・プラン)」を策定した。

これは、昨年十一月に施行された「交通バリアフリー法」が総合的なバリアフリー化の推進に取り組むことが求められていることから、同法に係る行政機関、指定法人及び鉄道事業者の相互の連携を図りつつ、当該関係者による今後の自主的な取り組み方針として取りまとめたもの。

これによると、まず実施主体について、鉄道事業者には行動計画に基づいた自主的な取り組みの強化、国及び指定法人には必要な指導及び支援、協力を行うこととしており、また、上記の円滑な推進のため、鉄道バリアフリー化等推進連絡会議(仮称)を設置することとしている。

また、行動計画については、ホーム面に関する取り組みについては、ホームと車両の段差の縮小等、ソフト面においては、案内情報の適切な提供や人的サポートの充実等、その他として、駅機能の高度化、車両に対する取り組み、広告のあり方、電動スクーター等の取り扱いの明確化、介助犬等の同行、高齢者、身障者等の乗り継ぎ時分 等を検討することとしている。

なお、この行動計画を効果的に実施するためには、他の公共交通機関や自治体等、関係者にまたがる連携体制等についての整備と、当事者である利用者の意見の適切な反映を留意することが重要としている。

米政策の抜本的見直しで意見募集
農林水産省

農水省は、様々な問題や課題を抱える米政策を総合的・抜本的に見直すため、全国八つの地域ブロックごとに関係者との意見交換会を開催する一方、ホームページを通じて広く国民一般の意見を募集している。

我が国の稲作は、需要の減退と価格の下落に対応して生産調整を年々拡大しており、その中で主業農家の生産割合は他分野と比べて著しく低いなど構造改革が立ち後れている。こうした事態に対処し、担い手の育成や需要に適切に対応した米、麦、大豆等の生産、自給率の向上等が図られるよう、以下のような見直しの方向を提案している。

需給調整対策については、生産調整の手法を見直し、生産数量を生産者まで配分した上で生産量、出荷量の調整を行う体制へ移行する。

稲作経営安定対策については、稲作所得に依存し米価低落で大きな影響を受ける農家の経営安定と脆弱な生産構造を改善する観点から、より有効な仕組みへ改組する。備蓄運営については、適正在庫水準を一〇〇万トン程度に引き下げる。また、備蓄米の買入れ価格について市場実勢をより反映させるとともに、売却については入札取引へ参加する。

米流通システムの改善については、計画流通制度における販売先の制限や業者区分の規制等を大幅に見直し、制度の活性化を図る。

農水省では、関係者の意見等を踏まえ、新たな政策の内容を十一月末までにまとめるとしている。

都心に生まれたゆとりとやすらぎの空間

くつろぎを最優先にこだわった客室

(室料)
シングル 131室 8,500円より
ツイン 18室 16,000円より
 8~16F
 (2名)

客室は広めでシングル18㎡)羽毛寝具により心地よい睡眠に配慮いたしております。すべての客室は快適な7階以上の上層階に配され、リラックスしていただくための静かな空間を作り上げました。



シングル

官庁街に近く、最適なロケーションを誇る 全国町村会館。
 一流ホテル(帝国ホテルグループ)との提携による上質なサービスと、味わい豊かな料理、ゆとりのある客室で皆様をおもてなしいたします。



東京での週末・祝日のご利用に特別サービス

特別サービスとして

1 宿泊料金を最大20%割引いたします。

(各行事の際に、町村より一括してご宿泊をお申し込みいただいた場合は、すべて会員の特別料金を適用いたします。)

2 地元よりの特産品など、持ち込みは自由です。ご希望により調理もいたします。

ご宴会などのお料理は、ご希望とご予算に応じ、洋食・和食のいずれもご用意いたします。



ホール

- 在京出身者の集いなど 町村主催の各種行事
- 自治大学校などの交友会
- 職員旅行・家族旅行
- 小・中学校の東京での行事参加

東京観光の拠点に最適

土・日・祝日ご宿泊 <特別料金> (室料)

シングルA 6,800円 (通常料金 8,500円)

ツインA 12,800円 (通常料金16,000円)

金曜のご宿泊は通常料金の15%OFFにてご利用いただけます。

東京観光地へのアクセスガイド

- 東京ディズニーランド / 地下鉄永田町駅からJR舞浜駅まで約34分
- 浅草 / 地下鉄赤坂見附駅から浅草駅まで約27分
- 東京タワー / 地下鉄永田町駅から御成門駅まで約25分
- 後樂園遊園地 / 地下鉄永田町駅から後樂園駅まで約10分
- 東京都庁展望室 / 地下鉄赤坂見附駅から新宿駅まで約10分



交通の便利なロケーションで、多勢の人にお集りいただくパーティーなどに最適です。また大小4つのホール・会議室があり、幅広い用途にお使いいただけます



【交通案内】
 有楽町線・半蔵門線・南北線
 「永田町駅」3番出口徒歩1分
 丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩5分
 タクシー 東京駅から約20分

[宿泊利用助成券契約市町村職員共済組合等一覧] 北海道市町村職員福祉協会・青森県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県市町村職員互助会・島根県・鳥根県市町村職員年金者連盟・岡山県・広島県・山口県・高知県・福岡県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県・地方職員共済組合(団体共済部)

ご予約・お問い合わせは **全国町村会館** TEL:03(3581)0471 FAX:03(3581)0220
 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号